

重要!!

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年1月1日から 各種申請時に番号確認・身元確認が必要です!!

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、平成28年1月1日から、申請書にマイナンバーを原則記載し、申請書の提出時に番号確認と身元確認を行うことが義務化されました。

そのため、申請書の提出時に以下の書類等が必ず必要になりますのでご注意ください。

マイナンバーが必要な事務については裏面の【国民健康保険に係る主なマイナンバー利用事務】をご参照ください。

1. 申請者本人が届出するとき（窓口・郵送）

次の①～⑤のいずれかと、ア～エのいずれかを提示してください。

※郵送による提出の場合は、写しを添付してください。

番号確認に必要な書類 (いずれか1つ)	身元確認に必要な書類 (いずれか1つ)
① 個人番号カード	ア 個人番号カード
② 通知カード	イ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カードなどの顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの
③ 個人番号が記載された住民票の写し	ウ 健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、限度額認定証、あんま・はり・きゅう受療者証などを 2点以上
④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書	エ その他、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの
⑤ その他、個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの	

2. 本人の代理人が届出するとき（窓口・郵送）

次のA～Cのいずれかと、ア～ウのいずれか、①～⑤のいずれかを提示してください。

※郵送による提出の場合は、写しを添付してください。

代理権の確認 (いずれか1つ)	代理人の身元確認に必要な書類 (いずれか1つ)	本人の番号確認に必要な書類 (いずれか1つ)
【未成年の保護者、 成年後見人など】	ア 代理人の個人番号カード	① 本人の個人番号カード
A 戸籍謄本	イ 代理人の運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カードなどの顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの	② 本人の通知カード
B 登記事項証明書等	ウ 代理人の健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、限度額認定証、あんま・はり・きゅう受療者証などを 2点以上	③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し
【任意代理人】		④ 本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書
C 委任状		⑤ その他、本人の個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの

※①～⑤のすべて写しで可

※事業所等の方が代理で届出されるときは、上記の他 社員証や職員証 を提示していただく場合があります。

※「個人番号カード」1枚で、番号確認と身元確認が可能です。
小林市では、皆様の負担軽減と手続きの迅速化を図るため、「個人番号カード」の発行をおすすめしています。
ぜひご協力をお願いいたします!!

【お問い合わせ】

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地
小林市役所 ほけん課 給付グループ

電話：0984-23-0116（直通）

FAX：0984-25-1051

メール：k_hoken@city.kobayashi.lg.jp

裏面もあります ⇒